

公 告

次のとおり WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける「佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託」について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、参加表明提出書等・技術提案書の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

平成 30 年 1 月 5 日

佐賀県知事 山口 祥義

1 業務委託の概要

- (1) 発注機関名 地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課
- (2) 業務名 佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託
- (3) 業務場所 佐賀市
- (4) 業務内容 佐賀県総合運動場等整備基本計画に基づく「アリーナ」₁、「屋内水泳場（50M）」₁、「屋内水泳場関連施設」₁、「陸上競技場（メインスタンド増築）」₁、「テナント棟」₁、「その他外構等」整備工事に係る基本設計業務
設計概要については上記基本計画及び基本計画（補足資料）を参照
- (5) 業務予定期間 契約締結日から平成 30 年 10 月 31 日まで

2 参加資格要件

本業務に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす建築士事務所による、設計共同企業体（以下「設計JV」という。）とする。

- (1) 設計JVは以下の要件を満たすこと。

構成員数は、3 とすること。

代表となる建築士事務所（以下「代表事務所」という。）及び各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所（参加者と同一組織ではなく、建築設計の専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を兼ねていないこと。

代表事務所の出資比率が最大となるものとし、かつ各構成員の出資比率は、10%以上とすること。

- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

- (3) 設計JVの代表事務所は、以下の要件を満たすこと。

公告日時点において、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（公告日時点における常勤（ 1 ）の者に限る。）の資格を有する者（以下「一級建築士」という。）が 20 名以上勤務していること。（公告日における常勤の者に限る。）

1 常勤の者とは、6 月を超える恒常的雇用関係がある者とする。

平成 14 年 4 月 1 日から公告日までに完了したスポーツ施設又は建築基準法別表第 1（ 1 ）項に掲げる用途に供する建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）のうち、1 棟の延べ面積が 10,000 m²以上の実績を有すること。（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。

増改築の場合は、増改築部分の延べ面積が 10,000 m²以上のものに限る。また、実績は日本国内の建築物の設計業務に限る。)

の業務において、管理技術者又は意匠（設計）主任技術者の立場で携わった者を、本業務の管理技術者として専任で配置すること。ただし、管理技術者は、主任技術者を兼ねることができない。（公告日における常勤の者に限る。）

管理技術者は、一級建築士の資格取得後 10 年以上の建築設計の実務経験を有する者であること。

（４）設計JVの代表事務所以外の構成員（この号及び次号において「構成員 1」、「構成員 2」という。）は、以下の要件を満たすこと。

構成員 1 は、一級建築士が 5 名以上勤務していること。（公告日における常勤の者に限る。）

構成員 1 は、平成 14 年 4 月 1 日から公告日までに完了したスポーツ施設又は建築基準法別表第 1（１）項に掲げる用途に供する建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 m²以上の実績を有すること。（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。増改築の場合は、増改築部分の延べ面積が 1,000 m²以上のものに限る。また、実績は日本国内の建築物の設計業務に限る。）

構成員 2 は、一級建築士が 3 名以上勤務していること。（公告日における常勤の者に限る。）

構成員 2 は、平成 14 年 4 月 1 日から公告日までに完了した国及び地方公共団体等が発注した公共建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）の実績を有すること。（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。また、実績は日本国内の建築物の設計業務に限る。）

国又は地方公共団体等が発注する工事

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事

「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人」が発注する工事

（５）設計JVの主任技術者は、以下の要件を満たすこと。

意匠（設計）構造、電気設備、機械設備、ランドスケープの担当業務分野ごとの主要な設計業務を行う主任技術者として、各 1 名以上を配置すること。（公告日における常勤の者に限る。）

意匠（設計）主任技術者は、本業務を主務として総括することができる者を配置すること。他の業務分野の主任技術者を兼ねないこと。

意匠（設計）構造、電気設備、機械設備の各主任技術者について、平成 14 年 4 月 1 日から公告日までに完了したスポーツ施設又は建築基準法別表第 1（１）項に掲げる用途に供する建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）のうち、1 棟の延べ面積が 10,000 m²以上の実績を有すること。（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。当該業務を、管理技術者又は主任技術者の立場として携わったものに限る。増改築の場合は、増改築部分の延べ面積が 10,000 m²以上のものに限る。また、実績は日本国内の建築物の設計業務に限る。）

意匠（設計）主任技術者は、一級建築士の資格取得後 5 年以上の建築設計の実務経験を有する者であること。

構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

電気設備及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

ランドスケープ主任技術者は、一級建築士、技術士建設部門（都市・地方計画）RCCM（造園）登録ランドスケープアーキテクトのうち、いずれかの資格を有する者であること。

意匠（設計）主任技術者は、設計JVの構成員より配置すること。また、意匠（設計）主任技術者以外については、協力事務所に所属する協力者を配置することができるが、その場合、当該協力事務所については、2（2）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）に掲げる資格要件を満たすものであること。

- （6）佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること、又は、入札参加資格の決定を受けていない場合は15に記載の書類を提出し、審査の結果、入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められること。
- （7）地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （8）佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の参加表明書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。
- （9）本業務の参加表明書の提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- （10）本業務の開札までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更正又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載されている入札参加資格の決定を受けたもの又は必要書類を提出したものを除く。
- （11）本業務の他の参加表明書の提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- （12）代表事務所以外の構成員は、代表事務所と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。協力事務所とも同様であること。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

イ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

- （13）佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。

「主任技術者」とは、管理技術者の下で建築設計に係る各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

「担当技術者」とは、建築設計に係る各分担業務分野を担当する者をいう。

3 参加不適格要件

以下に該当する者は、本プロポーザルに応募することはできない。

- (1) 選定委員及びその家族
- (2) 選定委員及びその家族が属する企業（大学を除く。）又はその企業と資本又は人事面において強い関連がある者
- (3) 選定委員の大学の研究室に所属する、あるいは関係のある者
- (4) 本整備事業に係るコンストラクション・マネジメント業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）
「コンストラクション・マネジメント業務」とは、「2002年 国土交通省「CM方式活用ガイドライン」」及び「CM業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改定版）（日本コンストラクション・マネジメント協会発行）」による業務

4 参加表明提出書等の提出資料

- (1) 参加表明提出書（様式第1号）及び添付資料
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 設計共同企業体協定書（様式第3号）
- (4) 設計共同企業体編成表（様式第4号）
- (5) 業務の実施体制（様式第5号）及び添付資料
- (6) 事務所の業務実績（様式第6号）及び添付資料
- (7) 配置予定技術者の業務実績等一覧（様式第7号）及び添付資料
- (8) 質問書（参加表明提出書等関係）（様式第8号）

5 参加表明提出書等の提出方法、受付期間及び受付場所

- (1) 参加表明提出書等の提出

提出方法

参加表明提出書等の提出資料は、次の期間、次の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「参加表明書等資料在中」と朱書きすること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、参加要件審査の際、「技術提案提出書等提出者の非選定」となるので注

意すること。

受付期間

平成 30 年 1 月 5 日から平成 30 年 1 月 30 日まで（県の休日を除く。）の 9 時から 16 時まで
なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着とする。

受付場所

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

（〒840 - 8570 佐賀市城内 1 - 1 - 59）

電話番号 0952 - 25 - 7482

その他

参加表明提出書等の作成については、「公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

（2）技術提案書提出者の要件の確認

参加表明提出書等の提出資料を審査し、技術提案書提出者としての要件を確認し、平成 30 年 2 月 6 日までに通知する。

本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出者選定通知を受けた者に限る。なお、技術提案書の提出者が 2 者に達しなかった場合は、この案件を中止する。

6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

（1）技術提案書提出者として選定されなかった業者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を郵送により通知する。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、非選定理由について説明を求めることができる。

（3）上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面「非選定理由説明回答書」により行う。

（4）非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所：佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

（〒840 - 8570 佐賀市城内 1 - 1 - 59）

電話番号 0952 - 25 - 7482

受付時間：9時から16時まで

7 技術提案書の提出資料

（1）技術提案書（様式第 A 号）

（2）業務の実施方針等（様式第 B 号）

（3）設計コンセプト（様式第 C 号）

（4）特定テーマに対する技術提案（様式第 D 号）

（5）参考見積書（様式第 E 号）及び添付資料

（6）質問書（技術提案書関係）（様式第 F 号）

8 技術提案書の提出方法、受付期間及び受付場所

（1）技術提案書の提出

提出方法

技術提案書の提出資料は、次の期間、次の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「技術提案書在中」と朱書きすること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、「技術提案書の非選定」となるので注意すること。

受付期間

平成 30 年 2 月 7 日から平成 30 年 2 月 28 日まで（県の休日を除く。）の 9 時から 16 時まで
なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着とする。

受付場所

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
（〒840 - 8570 佐賀市城内 1 - 1 - 59）

電話番号 0952 - 25 - 7482

その他

技術提案書の作成については、「公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

9 技術提案書の評価方法

（1）一次審査

書面審査による以下についての一次審査（応募者数によっては省略する場合がある。）を行い、
技術提案書に関するヒアリングを行う者を選定する。選定された者に対しては技術提案書に関する
ヒアリングへの出席を書面にて要請する。

ア 業務の実施方針等

イ 設計コンセプト

ウ 特定テーマに対する技術提案

（2）二次審査

一次審査で選定した者を対象として、技術提案書に関するヒアリングを実施し、以下の評価項目
について評価を行い、設計候補者を選定する。

ア 業務の実施能力

イ 業務の実施方針等

ウ 設計コンセプト

エ 特定テーマに対する技術提案

10 技術提案書に関するヒアリング実施の通知

書面審査による一次審査を行い、技術提案書に関するヒアリングへの出席を要請する者に対して、
平成 30 年 3 月 13 日までに通知する。

11 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

（1）ヒアリング実施者として選定されなかった業者に対しては、選定されなかった旨とその理由
（非選定理由）を郵送により通知する。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）
以内に、書面（様式は任意）により、非選定理由について説明を求めることができる。

（3）上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含
まない。）以内に書面「非選定理由説明回答書」により行う。

（4）非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所：佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
（〒840 - 8570 佐賀市城内 1 - 1 - 59）

電話番号 0952 - 25 - 7482

受付時間：9 時から 16 時まで

12 技術提案書に関するヒアリング

（1）実施場所、実施日時及び出席者

実施場所：佐賀市内ホテル会議室（予定）（詳細は、後日決定する。）

実施日時：平成 30 年 3 月 21 日（水）（詳細は協議の上、後日決定する。）

出席者：管理技術者及び主任技術者で 3 名以内とする。なお、管理技術者は必ず出席することとし、主任技術者も含め、原則として代理者の出席は認めない。

（ 2 ）ヒアリングは公開して実施する予定である。

（ 3 ）ヒアリング時の追加資料は認めない。

（ 4 ）ヒアリングに出席しない場合の取扱い

受注意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。（該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4 版とする。）にて提出すること。）

13 設計候補者の特定について

（ 1 ）技術提案書の特定通知及び協議

提出のあった技術提案書を審査し、最も適した設計候補者を選定する。その後、県は、選定した技術提案書の提出者に対して設計候補者として特定した旨の通知を平成 30 年 3 月 26 日までにを行う。なお、特定した者と協議を行い、随意契約を行う。

14 非特定通知を受けた者に対する非特定理由の説明

（ 1 ）設計候補者として特定しなかった業者に対しては、特定しなかった旨とその理由（非特定理由）を郵送により通知する。

（ 2 ）上記（ 1 ）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、非特定理由について説明を求めることができる。

（ 3 ）上記（ 2 ）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に書面「非特定理由説明回答書」により行う。

（ 4 ）非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所：佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
（〒 8 4 0 - 8 5 7 0 佐賀市城内 1 - 1 - 5 9 ）

電話番号 0 9 5 2 - 2 5 - 7 4 8 2

受付時間：9 時から 16 時まで

15 入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類

（ 1 ）出資状況等調査票

（ 2 ）誓約書

（ 3 ）佐賀県税に未納がない証明書（原本）

県内の県税事務所で取得可。

佐賀県内に営業所等がない場合、「課税額なし」の証明書（原本）を提出すること。

申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

（ 4 ）消費税等に未納がない証明書（写し可）

主たる営業所（本店）を管轄する税務署で取得可。

「様式その 3」又は「様式その 3 の 3」

申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

（ 5 ）委任状（本店から営業所等に契約締結の権限を委任するもの）

主たる営業所（本店）以外に委任する場合。

（ 6 ）建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書（写し可）

各県の建築士事務所協会が発行。

委任する（上記（５）を提出する）場合、委任先の都道府県の登録になっていること。
証明書の場合、申請日から３か月以内に発行されたものであること。

- （７）営業経歴書
- （８）実績調書

16 その他

（１）本業務についての質問の受付及び回答

本業務についての質問は、以下の受付担当課まで、以下の受付期間内に電子メールにより送付すること。

< 質問の受付担当課 >

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

（〒840 - 8570 佐賀市城内1 - 1 - 59）

電話番号 0952 - 25 - 7482

メールアドレス sagayakudou@pref.saga.lg.jp

< 質問の受付期間 >

- ・ 質問書１：参加表明提出書等の提出に関すること（様式８）
平成30年1月5日から平成30年1月12日までの9時から16時まで（県の休日を除く。）
- ・ 質問書２：技術提案書に関すること（様式F）
平成30年2月7日から平成30年2月9日までの9時から16時まで（県の休日を除く。）

< 質問に対する回答 >

- ・ 質問書１：平成30年1月19日（金）までに、佐賀県のホームページで回答書を公開する。
- ・ 質問書２：平成30年2月16日（金）までに、技術提案書の提出を要請したすべての者に対して、郵送又は電子メールにより回答する。

（２）契約の締結

特定された最も優れた技術提案書提出者と本設計業務についての契約締結の交渉を行う。

その者との契約が成立しない場合は、次点になった技術提案書提出者と契約締結の交渉を行う。

（３）契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。

（４）前金払 有（契約金額の30%以内）

ただし、本年度の前金払いは行わないものとする。ただし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。

（５）部分払 有

（６）参加報酬は無報酬とする。

（７）手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

（８）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、政府調達に関する協定の適用を受ける。

（９）この調達契約に係る苦情処理の関係において、佐賀県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

（10）著作権は参加者に帰属するが、公表等の使用については、参加者は承諾するものとする。

- (11) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を、本業務の委託契約の相手方と契約を締結することがある。
- (12) (11) の場合、本業務に配置予定の各技術者が引き続き業務を遂行することとする。
- (13) 本業務及び本業務に直接関連する他の設計業務等の受託者及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する予定の佐賀県総合運動場等整備に係る工事の請負者となることはできない。
- (14) 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

17 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity
Yoshinori Yamaguchi, Governor of Saga Prefecture
- (2) Subject matter of the contract
Basic Design Work for the “ Arena ” “ Inside Pool ” “ Inside Facilities Regarding Swimming Venue ” “ Athletics Stadium (Extending the main stand) ” “ Tenant ” and “ Outdoor Facilities ” in Saga Prefectural General Sports Ground
- (3) Time-limit to express interests
4:00 p.m. 30 Jan 2018
- (4) Time-limit for the submission of proposal
4:00 p.m. 28 Feb 2018
- (5) Contact point for documentation related to the proposal
Saga Prefectural General Sports Ground and Others Preparing Promotion Section, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga City Saga Prefecture 840-8570 Japan TEL 0952-25-7482